明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○旅行業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六〇）　一
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（国家公安委五八）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三四四）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一七
地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二〇
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第六十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十七条の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月六日

国土交通大臣　石井　啓一